

東北電原技第 7 号
令和 2 年 2 月 7 日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
原 田 宏 哉

女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(2号発電用原子炉施設の変更)

申請書及び添付書類の一部補正について

平成 25 年 12 月 27 日付け、東北電原技第 8 号をもって申請（令和元年 9 月 19 日付け東北電原技第 3 号、令和元年 11 月 6 日付け東北電原技第 5 号及び令和元年 11 月 19 日付け東北電原技第 6 号で一部補正）しました当社、女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の申請書及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の申請書及び添付書類を、別添のとおり補正する。

別 添

申請書の一部補正
添付書類八の一部補正

申請書の一部補正

申請書を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-2-	上4～上5	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

なお，*を付した頁は，令和元年9月19日付け，東北電原技第3号で一部補正した頁を，**を付した頁は，令和元年11月6日付け，東北電原技第5号で一部補正した頁を，***を付した頁は，令和元年11月19日付け，東北電原技第6号で一部補正した頁を示す。

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
*8-1-408	下7～下4	配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できるように、 <u>残留熱除去系1系統を格納容器スプレイ冷却モード、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</u>	配管1箇所の全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。 <u>ここで、単一故障時には、残留熱除去系1系統による格納容器スプレイ冷却系は、スプレイ効果に期待できない状態となり、スプレイ液滴による除熱を考慮しないこと及び冷却水が破断箇所から落下してサブプレッションチェンバのプール水に移行することを想定する。このような場合においても、他の残留熱除去系1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</u>

なお、*を付した頁は、令和元年9月19日付け、東北電原技第3号で一部補正した頁を、**を付した頁は、令和元年11月6日付け、東北電原技第5号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和元年11月19日付け、東北電原技第6号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
*8-9-4	上3～上6	<p>静的機器の単一故障_を仮定した場合でも、原子炉格納容器の冷却機能を達成できるよう、<u>残留熱除去系1系統を格納容器スプレイ冷却モード、もう1系統をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</u></p>	<p>静的機器の単一故障<u>として配管1箇所</u>の全周破断を仮定した場合でも、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。<u>ここで、単一故障時には、残留熱除去系1系統による格納容器スプレイ冷却系は、スプレイ効果に期待できない状態となり、スプレイ液滴による除熱を考慮しないこと及び冷却水が破断箇所から落下してサブプレッションチェンバのプール水に移行することを想定する。このような場合においても、他の残留熱除去系1系統_をサブプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</u></p>

なお、*を付した頁は、令和元年9月19日付け、東北電原技第3号で一部補正した頁を、**を付した頁は、令和元年11月6日付け、東北電原技第5号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和元年11月19日付け、東北電原技第6号で一部補正した頁を示す。